

四日市市告示第 12 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 6 年 1 月 18 日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

四日市市別名五丁目地内における土壤汚染について

2. 発表内容

令和 6 年 1 月 17 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、株式会社シュウカ（志摩市阿児町鶉方 1087 番地 32 代表取締役 小林 亮一郎）から同社所有地（四日市市別名五丁目 1 番 8 号）において、土壤汚染を発見した旨の届出がありました。

届出によると、当該地はガソリンスタンド跡地であり、同社が当該地を購入し、自主的に土壤を調査したところ、「ベンゼン」が土壤溶出量基準を超過しました（地点は別紙参照）。

なお、土壤溶出量基準を超過した区画及び下流側で地下水を調査したところ、いずれの地点でも「ベンゼン」は地下水基準に適合していたことから、周辺環境への影響はないと考えられます。

基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

<土壤調査結果(溶出量)>

| 物質名  | 最大検出濃度<br>(土壤溶出量基準の倍数) | 土壤溶出量基準  |
|------|------------------------|----------|
| ベンゼン | 0.12mg/L (12倍)         | 0.01mg/L |

3. 事業者における今後の対応

(1) 汚染が発見された区画の土壤については、掘削除去工事を行う予定です。

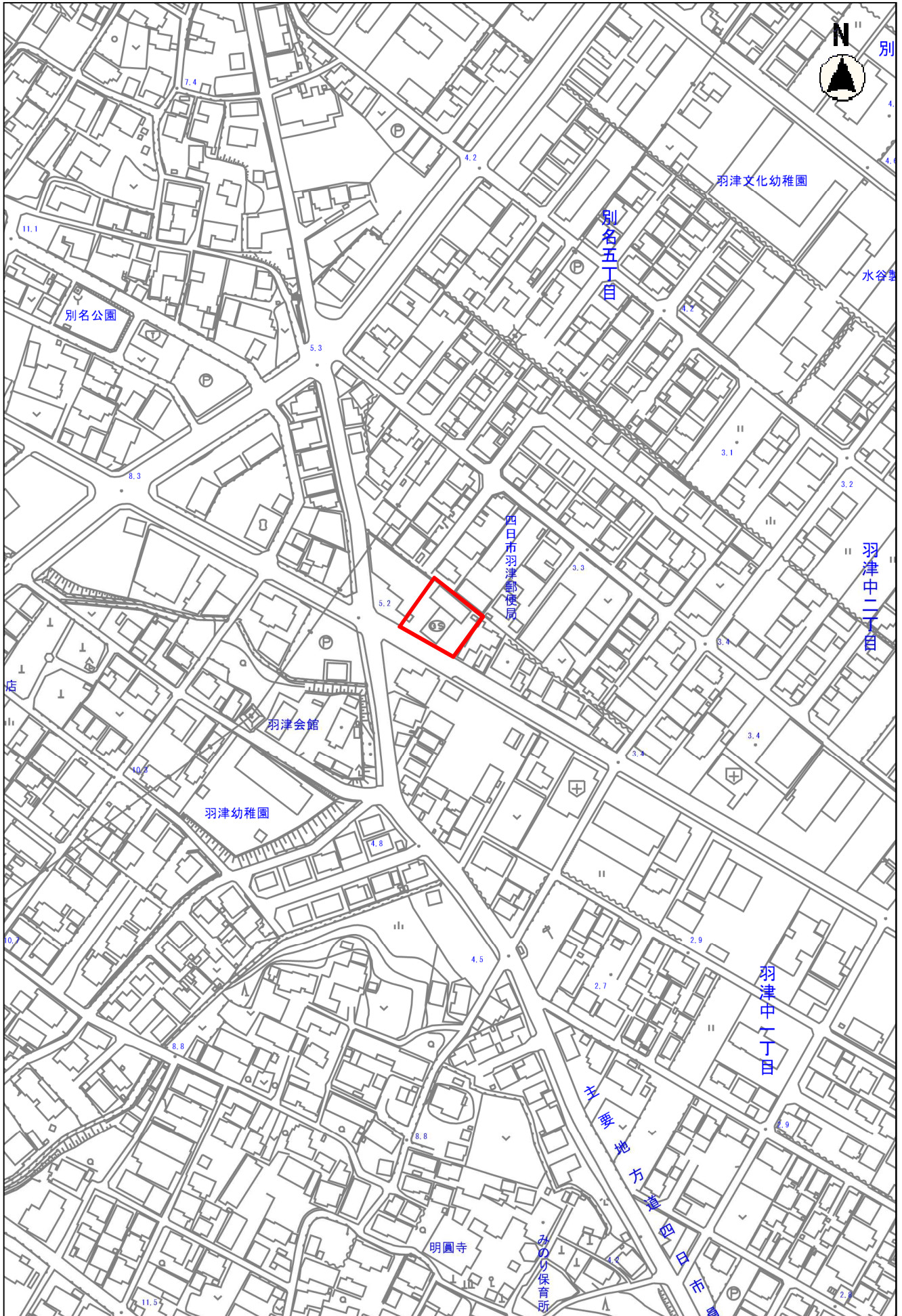
4. 四日市市の対応方針

(1) 1 月 17 日に現地への立入調査を実施しました。

(2) 事業者による汚染土壤の掘削除去工事が適切に行われるよう指導してまいります。

(環境部環境政策課)

# 位置図



この地図は三重県総合事務組合の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第99号)」





一区画内の地点番号

|   |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 |



**土壌溶出量 (ベンゼン)**

A-1-8 地表面  
 GL-30cm 0.001未満  
 GL-75cm 0.001未満  
 GL-1m 0.052  
 GL-1.5m 0.12  
 GL-2m 0.028  
 GL-2.5m 0.001未満  
 GL-3m 0.001未満  
 GL-4m 0.001未満  
 GL-5m 0.001未満  
 GL-6m 0.001未満  
 GL-7m 0.001未満  
 GL-8m 0.001未満  
 GL-9m 0.001未満  
 GL-10m 0.001未満  
 基準値 0.01mg/L以下

**地下水汚染 (ベンゼン)**

A-1-8 0.001  
 A-1-9 0.001未満  
 基準値 0.01mg/L以下

● : 土壌ガス試料採取地点

■ : 基準超過措置範囲



E ● 中電 05 ア 051  
 T2 ● NTT 麗ヶ浦駅西支 2

|         |
|---------|
| 凡 例     |
| 開 発 区 域 |

ベンゼンの土壌溶出量基準：0.01 mg/L以下